記者発表資料

令和2年 9月10日
東北地方整備局

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1．被処分者

（1）商号又は名称　　株式会社新庄砕石工業所
（2）代表者　　代表取締役　柿﨑　武男
（3）主たる営業所の所在地　　山形県新庄市十日町1574－3
（4）許可番号　　国土交通大臣許可（般・特－29）第26950号

2．処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分
（内　容）
1　今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
② 社内の安全管理体制の調査及び点検を行うとともに、安全管理体制の整備及び強化を図ること。
③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。

2　前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3．処分理由

平成29年12月25日に、山形河川国道事務所の発注工事である山形県新庄市十日町地内の工事現場において、同工事の受注者であった(株)新庄砕石工業所の労働者が就業中に風で飛ばされた型枠に当たって骨折の傷害を負い、同日から入院して、少なくとも4日以上、休業をした。しかし、平成29年12月28日に、当該労働者の安全を管理する同社の元役員は、新庄労働基準監督署長に対し、同社の資材置場において傷害を負った旨の虚偽の労働者死傷病報告を提出し、もって同署長に虚偽の報告をした。
また、平成30年2月5日に、労働災害の原因を調査していた同署の労働衛生専門官からの質問に対し、当該同社の元役員は、真実は同社の労働者が工事現場において傷害を負ったにもかかわらず、同社の資材置場において傷害を負った旨のうそを言い、もって労働衛生専門官に虚偽の陳述をした。
この件について、同社及び当該同社の元役員は令和2年3月13日付けで労働安全衛生法違反により新庄簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

＜発表記者会：宮城県政記者会、山形県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　　電話　022(225)2171(代表)
建政部　建設産業課　課長　　家久来（かくらい）　隆男（たかお）　（内線　6141）
課長補佐　　秋元（あきもと）　学（まなぶ）　（内線　6146）

＜参　考＞

関係条文

建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

（指示及び営業の停止）

第二十八条　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（略）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（略）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一～二　（略）

三　建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四～九　（略）

2～7　（略）

労働安全衛生法

第九十四条　産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項又は第三項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2　（略）

第百条　厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2～3　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五　第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

六　（略）

第百二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第九十七条　事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により、死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。